

産業廃棄物のしおり



目 次 (ページ)	
・ 廃棄物とは (1)	・ 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け (16)
・ 産業廃棄物とは (1)	・ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理 (17)
・ 特別管理産業廃棄物とは (1)	・ 優良産廃処理業者認定制度 (17)
・ 廃棄物の分類 (1)	・ 産業廃棄物処理業者情報検索システム (18)
・ 産業廃棄物の分類 (2)	・ 産業廃棄物処理施設 (19)
・ 特別管理産業廃棄物の分類 (3)	・ 廃棄物処理法の規制の概要 (20)
・ 産業廃棄物の処理 (4)	・ 適正処理の推進に向けた対策 (22)
・ 処理の基準 (5)	・ 山口県循環型社会形成推進条例の 産業廃棄物に係る規制の概要 (22)
・ 産業廃棄物の処理の委託ルール (9)	・ 建設リサイクル法の概要 (25)
・ 産業廃棄物の減量化への取組 (12)	・ 自動車リサイクル法の概要 (27)
・ 帳簿の作成・保存 (13)	・ 山口県産業廃棄物税の概要 (30)
・ 処理困難通知 (16)	

山 口 県

はじめに

廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)に従って適正に行う必要があります。

この「産業廃棄物のしおり」では、法により定められた産業廃棄物の処理の方法等について説明します。

また、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)についても説明します。

廃棄物とは

「廃棄物」とは自ら利用できなくなったり、他人に有償で売却できないために不要となったものをいいます。

法で定める廃棄物とは、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、動物の死体その他の汚物又は不要物で固形状又は液状のものすべてをいいます。

ただし、放射性物質及びこれによって汚染された物は除きます。

産業廃棄物とは

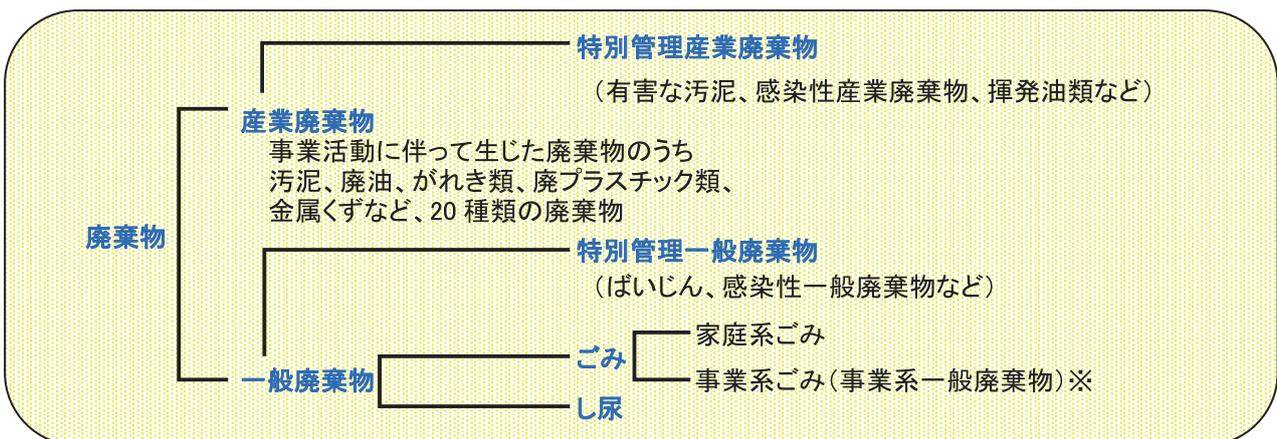
廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区別され、「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、廃油、がれき類、廃プラスチック類、金属くずなど 20 種類の廃棄物をいいます。

一方、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外のものをいい、家庭からのごみやし尿、オフィスビルからの紙くずなどが該当します。

特別管理産業廃棄物とは

廃棄物の中でも爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」又は「特別管理一般廃棄物」といいます。特別管理産業廃棄物には、引火性の廃油、医療機関からの感染性廃棄物、工場からの有害物質を含む汚泥などがあります。

廃棄物の分類

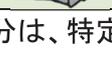


※事業系一般廃棄物とは、

- ・事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した段ボール
- ・飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・小売店等から排出される野菜くず、魚介類等

などをいいます。

産業廃棄物の分類（次のように分類されています。）

種 類	具 体 例
燃え殻	 焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
汚泥	 工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
廃油	 潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
廃酸	 廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
廃アルカリ	 廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	 合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙くず	 建設業に係るもの（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
木くず	 建設業に係るもの（紙くずに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの
	 貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
繊維くず	 建設業に係るもの（紙くずに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
動植物性残渣	 食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
動物系固形不要物	 と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	 天然ゴムくず
金属くず	 鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず・コンクリートくず・ （がれき類を除く。）・ 陶磁器くず	 ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
鉱さい	 鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
がれき類	 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
動物のふん尿	 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	 畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
ばいじん	 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
13号廃棄物	 産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固型化物など）

（注）**太枠**で囲まれた部分は、特定の事業活動に伴って排出されたもののみが産業廃棄物となります。

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは、「石綿含有産業廃棄物」として、原則破碎禁止等の処理基準が規定されています。
- ・水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さいであって、15mg/kg（廃酸、廃アルカリの場合は15mg/L）を超えて含有するものは、「水銀含有ばいじん等」として大気中に飛散させない措置等の処理基準が規定されています。
- ・ボタン電池、蛍光灯、水銀血圧計等は水銀使用製品廃棄物として、大気中に飛散させない措置や水銀回収等の基準が規定されています。

参考	石綿含有廃棄物、水銀廃棄物については、以下の資料(環境省掲載)も参照してください。		
	石綿含有廃棄物等 処理マニュアル (第3版)		水銀廃棄物ガイド ライン(第3版)
			

特別管理産業廃棄物の分類 (次のように分類されています。)

種 類		内 容
廃油		揮発油類・灯油類・軽油類の引火しやすい廃油
廃酸		pH2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ		pH12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物		感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液、血液の付着した注射針、採血管など) 病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等 (廃PCB)	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物 (PCB汚染物)	汚泥(ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの) 紙くず(ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの) 木くず・繊維くず(ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの) 廃プラスチック類・金属くず(ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの) 陶磁器くず(ポリ塩化ビフェニルが付着したもの) がれき類(ポリ塩化ビフェニルが付着したもの)
	ポリ塩化ビフェニル処理物 (PCB処理物)	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので、基準に適合しないもの
	廃水銀等及びその処理物	特定の施設において生じた廃水銀及び廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。)、水銀又はその化合物が含まれている産業廃棄物等から回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	吹き付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、石綿建材除去事業用具類、特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたものなど
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機りん化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はそれらの化合物、1・4-ジオキサンを基準以上含む汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど ダイオキシン類を基準以上含むばいじん、燃え殻、汚泥など 処分するために処理したもので、省令に定める基準に適合しない汚泥、廃油、燃え殻、ばいじんなど

特別管理産業廃棄物は、爆発性、感染性、毒性等を有し、取り扱いを誤ると生活環境や健康に被害を引き起こすおそれがあるため、必要な処理基準が設けられており、通常の廃棄物よりも厳しい規制があります。

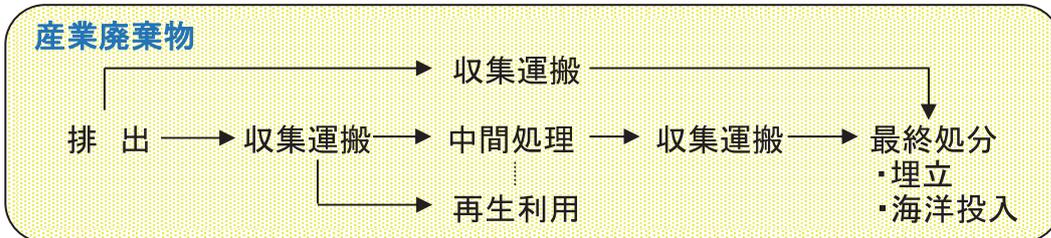
特別管理産業廃棄物を排出する事業所は、特別管理産業廃棄物管理責任者(有資格者)の設置の義務付けがあります。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出事業者自らの責任において処理することが法で定められています。

排出事業者自ら処理する場合は産業廃棄物処理基準に従い、処理委託する場合は許可を受けた収集運搬業者及び処分業者それぞれと処理委託契約を交わします。

処理業者に産業廃棄物を引渡す場合、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、処理業者から処理の段階に応じて、マニフェストの写しの送付を受けることで最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければなりません。



○中間処理と実際

廃棄物を減量化、減容化、無害化する工程を中間処理といいます。

中間処理には、焼却処理、脱水処理、破碎処理、乾燥処理などがあります。

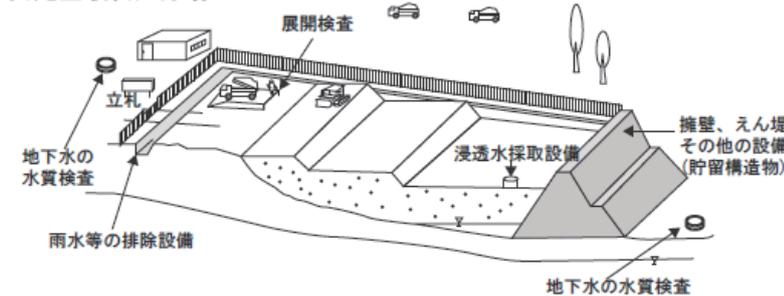
脱水・乾燥	汚泥 → 脱水 → 乾燥 → 再生利用又は最終処分(埋立)
焼却	廃油・廃プラスチック類・木くずなど → 焼却 → 燃え殻 → 最終処分(埋立)
破碎	廃プラスチック類・がれき類など → 破碎 → 再生利用又は最終処分(埋立)

○最終処分と実際

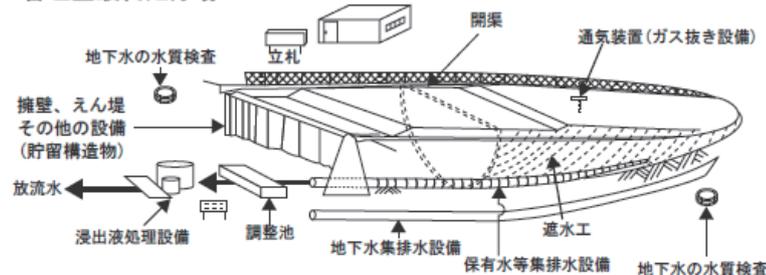
最終処分には埋立処分と海洋投入処分があり、原則は埋立処分です。

主な産業廃棄物の最終処分場に、「安定型最終処分場」「管理型最終処分場」があり、埋立処分可能な産業廃棄物が定められています。

安定型最終処分場



管理型最終処分場



出典：(公財)日本産業廃棄物処理振興財団

埋立処分可能な廃棄物

廃プラスチック類
ゴムくず
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず
がれき類

※自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

埋立処分可能な廃棄物

燃え殻
汚泥
木くず
動植物性残渣
動物のふん尿など

※有害物質を一定以上含む燃え殻等を除く。

処理の基準

(1) 産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準

排出事業者は、その産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準(産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

(法第12条第2項、省令第8条、法第12条の2第2項、省令第8条の13)

産業廃棄物保管基準

事業者が、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管を行う場合は、次によること。

- ① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板(図1参照)が設けられた場所で行うこと。
- ② 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ③ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(図2参照)を超えないようにすること。
- ④ その他保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないための必要な措置を講ずること。
- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、覆いを設けること、梱包すること等、飛散防止のために必要な措置を講ずるとともに、保管場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- ⑦ 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

特別管理産業廃棄物保管基準

事業者が、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管を行う場合は、次によること。

- ⑧ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、上記①～⑤の規定の例によること。
- ⑨ 他の物が混入するおそれがないように仕切りを設けること等、必要な措置を講ずること。
- ⑩ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封することその他の揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ⑪ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑫ PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 廃水銀等は、容器に入れて密封することその他の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑭ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包すること等、飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑮ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗の防止のために必要な措置を講ずること。

60cm 以上	(特別管理) 産業廃棄物 保管 場所	
	産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
	管理者の氏名又は 名称及び連絡先	山口市〇〇町1-2-3 株式会社〇×工業 代表取締役 山口〇〇 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	最大保管高さ	2.0 m
	最大保管量	4 0 m ³
	60cm以上	

← 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さの欄が必要

図1 保管施設の掲示板の例

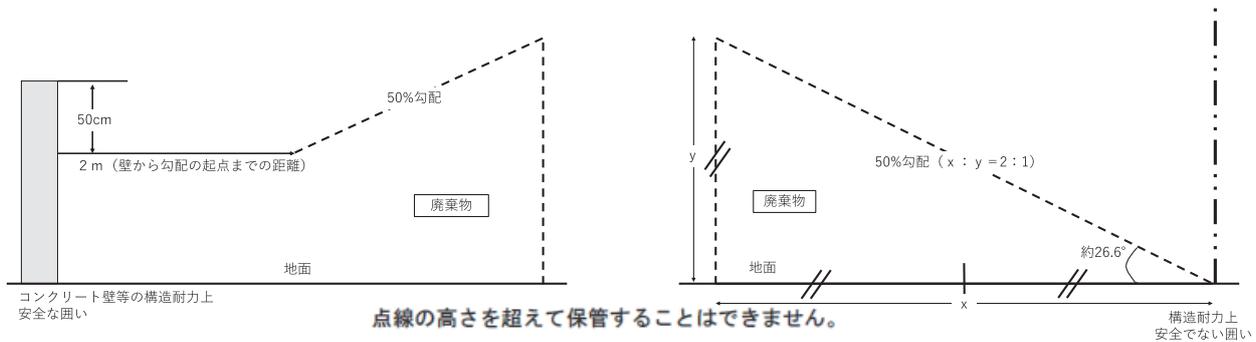


図2 最大保管高さの判定例(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(2) 産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準

産業廃棄物、特別管理産業廃棄物を収集運搬又は処分する場合は、政令で定める基準(産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準)に従わなければなりません。

(法第12条、法第12条の2、政令第6条、政令第6条の5)

【共通基準】

- ・産業廃棄物が飛散し、流出し、地下浸透しないようにすること。
- ・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・施設を設置する場合には、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

(2-1) 収集・運搬等の基準

収集・運搬基準(産業廃棄物)

産業廃棄物の収集又は運搬をする場合は、次によること。

- ① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ② 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 運搬車の車体の外側の両側面に産業廃棄物収集運搬車である旨その他の事項を表示すること。(表示義務)
- ④ 運搬車に省令で定める書面を備え付けておくこと。(書面備付義務)
- ⑤ 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ⑥ 産業廃棄物の収集・運搬の途中で保管を行う場合は、積替え又は保管の基準を遵守すること。

収集・運搬基準(特別管理産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬する場合は、次によること。

- ⑦ 上記①～⑤の規定の例によること。
- ⑧ 特別管理産業廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯すること。ただし、運搬容器にこれらが表示されている場合はこの限りではないこと。
- ⑨ 特別管理産業廃棄物の収集・運搬の途中で行う保管は、PCB廃棄物以外、積替えを行う場合を除き行ってはならないこと。

表示義務

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の収集又は運搬に当たっては、運搬車の車体の外側の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示しなければなりません。

①表示の方法

- ・車体に直接記載若しくはマグネットシート等(走行中に容易に落ちないもの)による着脱式の標章を用いて表示。
- ・産業廃棄物収集運搬の際のみ車体に標章を貼り付けてもよい。

②表示の場所

- ・両側面とは、運搬車の進行方向に対する車体の左右の面を指す。
- ・左右の面に鮮明に表示することができれば特に表示の場所は問わない。
- ・左右で表示の位置が非対称であってもよい。
- ・運搬車本体ではなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することもよい。

※注意:シート等に隠れて実際に表示が見えないようにならないこと。

③表示する事項

表示事項	産業廃棄物収集運搬車	氏名又は名称	許可番号等 (許可番号の下6けた)
運搬者区分 排出事業者	○	○	—
産業廃棄物収集運搬業者	○	○	○

(凡例 ○:必要、—:不要)

④表示に使用する文字

使用する色

- 車体へ直接表示する際には車体の色に応じた認識しやすい色とすること。
- 標章においては黄色の地に黒色の文字などが適当。

※注意:赤色や橙色の反射材を用いて表示すると自動車の灯火等と誤認するおそれがあるので適当ではない。

文字の大きさ

- 「産業廃棄物収集運搬車」については140ポイント※(約5cm)以上。
 - その他の事項については、90ポイント※(約3cm)以上です。
- (※ 1ポイント=0.3514mm(日本産業規格(JIS)Z8305))

文字・数字の印字方法

- 印刷された活字を用いることが一般的であると考え、活字と遜色ないと認められる場合には手書きでもよい。
 - 書体や文字の太さは特に問わない。
- ※注意:容易に読みとれないようなものは認められない。

表示事項の留意点

- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示については、車体が小さいなど、表示場所の制約により「産廃運搬車」と記載してもよい。
 - 既に「産業廃棄物処理業」等の表示がなされている場合はこれらの表示でもよい。
- ※注意:一見して産業廃棄物を収集運搬していることが読みとれる表示とすること。
- 氏名又は名称について、原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示すること。
- ※注意:当該運搬する者の許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略称や、屋号単独による表示等は認められない。
- 既に氏名若しくは名称又は許可番号等が大きさ等の要件を満たして表示されている運搬車については表示されていない事項のみ新たに表示することもよい。

表示義務の例外

- 運搬船の取扱い
運搬船については、別に法で表示の様式が定められているので、当該様式に従って表示を行わなければならない。
- 広域認定制度により収集運搬を行う者
別に表示が義務づけられているので、当該規制に従って表示を行うこと。
- その他
次の法律の規定により収集運搬する者については、各法で不適正処理への対応がなされていることから、当分の間、表示義務の対象外とされている。
ア 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する者
イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
使用済自動車を収集運搬する者

○表示の例(着脱式の場合)

※縦書きでもよい。



書面備付義務

運搬者区分	備付書面の記載事項	氏名又は名称	運搬する産業廃棄物関係事項		マニフェスト	許可証の写し	電子情報処理組織の使用を証する書面
			・種類及び数量 ・積載した日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先	運搬先事業場の名称、所在地、連絡先			
排出事業者		○	○	○	—	—	—
産業廃棄物 収集運搬業者	紙マニフェスト使用者	—	—	—	○	○	—
	電子マニフェスト使用者※2	△※3	△※3	△※3	—	○※1	○

(凡例 ○:必要、—:不要、△:場合によっては不要)

- ※1 当該収集運搬に係る許可証の写し。必ずしも原本と同じ大きさのものでなくともよい。
- ※2 電子マニフェスト使用者とは、電子情報処理組織の使用事業者からその産業廃棄物の運搬を受託し、電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬が終了した旨を報告することを求められた者をいう。
- ※3 パソコン等を用いてその場で直ちに当該内容を表示できれば、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM等に記録した電磁的記録の備え付けをもって代替することも可能である。また、携帯電話端末、無線端末等の連絡設備等によって情報処理センターや収集又は運搬を行う者の本社等と常時連絡が可能であり、連絡によって当該内容を直ちに確認できる場合には、書面又は電磁的記録の備え付けは不要である。
- 注意：山間部など連絡が困難な場所における収集運搬や深夜の収集運搬など、連絡ができない又は連絡しても連絡先が対応できないような場合には書面又は電磁的記録を備え付けなければならない。

(2-2) 積替え又は保管の基準、中間処理のための保管の基準

積替え又は保管の基準(産業廃棄物)

産業廃棄物の収集又は運搬に当たって、積替え又は保管を行う場合は、次によること。

- ① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、荷重に対し構造耐力上安全であるもの)が設けられ、かつ、見やすい箇所に積替えのための保管場所である旨その他必要事項を表示した掲示板(p5 図1参照)が設けられた場所で行うこと。
- ② 積替え又は保管の施設については、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ③ 産業廃棄物の保管は産業廃棄物の積替え(次の基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。
 - ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが省令で定める高さ(p6 図2参照)を超えないようにすること。
- ⑥ 保管する産業廃棄物の数量が、省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量の7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

積替え又は保管の基準(特別管理産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たって、積替え又は保管を行う場合は、次によること。

- ⑧ 上記①～⑥の規定の例によること。ただし、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物については、③は適用しない。
- ⑨ 省令で定める場合を除き、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

- ⑩ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れて密封することその他の揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置をとること。
- ⑪ PCB汚染物又はPCB処理物は、腐食の防止のために必要な措置をとること。
- ⑫ 廃水銀等は、容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑬ 特別管理産業廃棄物である廃酸及び廃アルカリ並びに腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑭ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包すること等、飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

中間処理するための保管基準(産業廃棄物)

産業廃棄物の処分又は再生に当たって、保管を行う場合は、次によること。

- ⑮ 上記①、②、④、⑤の規定の例によること。
- ⑯ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。
- ⑰ 省令で定める場合(下記⑳等)を除き、処理施設の1日あたりの処理能力の14倍以内を最大保管量とすること。
- ⑱ 建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、再生のために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の28倍(アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍)以内を最大保管量とすること。
- ㉑ 廃プラスチック類の処理施設において、「優良産廃処理業者」が廃プラスチック類を処分又は再生するために保管する場合は、処理施設の1日あたりの処理能力の28倍以内を最大保管量とすること。
- ㉒ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- ㉓ 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

中間処理するための保管基準(特別管理産業廃棄物)

特別管理産業廃棄物の処分又は再生に当たって、保管を行う場合は、次によること

- ㉔ 上記①、②、④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰(⑱の例外規定は除く。)の規定の例によること。

(2-3) 中間処理(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)又は再生の基準
政令第6条第1項第2号、第6条の5第1項第2号を参考のこと。

(2-4) 埋立処分の基準
政令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号を参考のこと。

産業廃棄物の処理の委託ルール

産業廃棄物の処理を自ら行わず、他の事業者へ委託して処理する場合は、次のことを守らなければなりません。

また、産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を行うことが困難となった場合、委託した者に対してそのことを通知(処理困難通知)しなければなりません。

適正な委託

1 運搬や処分の委託をする場合には、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業や産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処分業の許可を受けた業者その他環境省令で定める者に委託しなければなりません。

また、許可内容等(産業廃棄物の種類、事業の区分、処理能力、許可条件等)の確認を許可証等により行う必要があります。

委託契約

- 2 運搬や処分の委託契約は、委託契約書(書面)で行わなければならない、また、その契約は、運搬と処分を同一事業者に委託する場合を除いて、運搬と処分とを別々に区分して行わなければならない。

〈契約書の記載事項〉

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ③ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生に係る次の事項
 - ・場所の所在地
 - ・方法
 - ・施設の処理能力
- ④ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が輸入された廃棄物(環境大臣許可)であるときは、その旨
- ⑤ 最終処分以外の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分に係る次に掲げる事項
 - ・場所の所在地
 - ・方法
 - ・施設の処理能力
- ⑥ 委託契約の有効期間
- ⑦ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑧ 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- ⑨ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所に係る次の事項
 - ・所在地
 - ・保管できる産業廃棄物の種類
 - ・積替えのための保管上限
- ⑩ 受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合において、当該産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管の場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項
- ⑪ 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する情報
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格(JIS C0950)に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1)廃パーソナルコンピュータ、(2)廃ユニット形エアコンディショナー、(3)廃テレビジョン受信機、(4)廃電子レンジ、(5)廃衣類乾燥機、(6)廃電気冷蔵庫、(7)廃電気洗濯機
 - ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(参考)

廃棄物情報の提供に関するガイドライン
(WDS ガイドライン)
平成 25 年 6 月環境省



- ⑫ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る⑪の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ⑬ 委託業務終了時の受託者への報告に関する事項
- ⑭ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

〈契約書の添付書類〉

委託する産業廃棄物処理業に係る許可証等の写し

マニフェストの交付

3 産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(処分のみの委託の場合は処分を受託した者)にマニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付が必要です。

マニフェストシステムは、産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

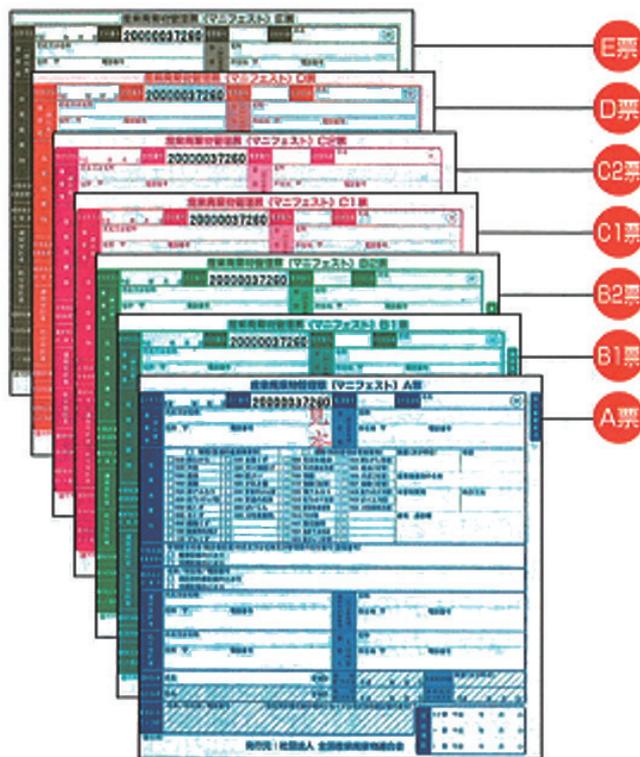
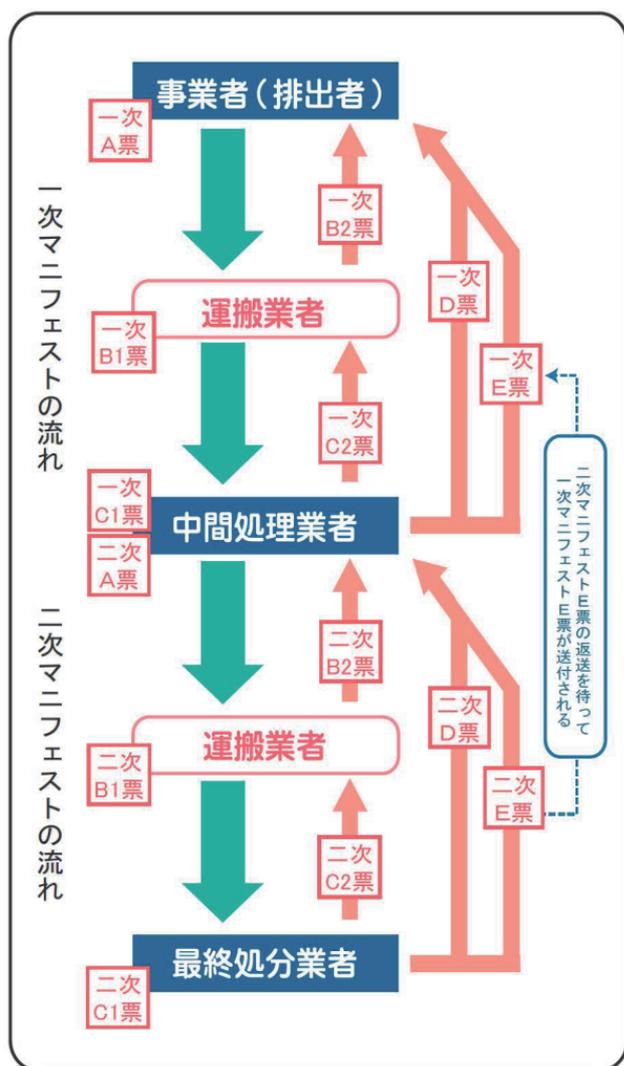
またマニフェストを排出事業者、収集運搬業者、中間処分業者、最終処分業者が適正に使用しない場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられます。

なお、マニフェストは紙によるもののほか、電子情報機器を用いた制度(電子マニフェスト)もあります。

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- 排出事業者のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称等を正確に記載した上で交付する。(控え(A票)は手元に残しておく、交付から5年間保存)
- 処理業者からの写しの送付を受け、委託した産業廃棄物の処理が終了したことを確認する。(マニフェスト交付者が講ずる措置)
- 処理業者から送付された写しを5年間保存する。

(産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合)

- A 票 排出事業者の控え
- B 1 票 運搬業者の控え
- B 2 票 運搬業者から排出業者に返送され、運搬終了を確認
- C 1 票 処分業者の保存用
- C 2 票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出業者に返送され、最終処分終了を確認



(マニフェストの例)

○マニフェスト交付者が講ずべき措置

マニフェスト交付者は、期限内に写しの送付がない時など、下表の区分に掲げる事項のいずれかに該当するときは、産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、適切な措置※を講じなければなりません。

※適切な措置(省令第8条の29、様式第4号)

生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、下表の区分に応じた報告期限までに県知事に報告書を提出すること。

区分	報告期限
交付日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に運搬終了又は処分終了した旨が記載された管理表の写しの送付を受けなかったとき	期間が経過した日から30日以内
交付日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき	期間が経過した日から30日以内
法に規定されている事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき	当該管理票の写しの送付を受けた日から30日以内
虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき	虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
処理を委託した処理業者から処理困難通知を受けたとき	当該通知を受けた日から30日以内

○マニフェストの購入先

事業者の団体や(一社)山口県産業廃棄物協会等で販売しています。

(一社)山口県産業廃棄物協会

(〒753-0814 山口市吉敷下東 1-3-24 山陽ビル吉敷第2 電話 083-928-1938)

○電子マニフェストの導入

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬事業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

電子マニフェストの導入により、事務処理の効率化を図ることができるとともに、データの透明性が確保され、法令遵守を徹底※することができます。

※電子マニフェストでは、期限内に処理業者が処理を終えた旨の報告をしない場合、自動的に電子マニフェスト使用事業者へ通知されます。

この通知を受けたときや虚偽の報告を受けたときなどには、マニフェスト交付者と同様に、産業廃棄物の処理状況を速やかに把握し、適切な措置を講じなければなりません。(法第12条の5第11号、省令第8条の38)

加入申込先

(公財)日本産業廃棄物
処理振興センター



○マニフェストの交付に関する報告

マニフェスト交付者は、毎年度、前年度のマニフェストの交付実績について、産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第三号)を作成し、都道府県知事に、6月30日までに提出することが義務づけられています。

電子マニフェスト利用分は、報告不要です。(電子マニフェストを運営している情報管理センターが集計して報告を行います。)

産業廃棄物の減量化への取組

産業廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)にあつては、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書及び当該処理計画の実施状況報告書を都道府県知事に提出することが義務づけられています。

(※)多量排出事業者の事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上である事業場又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上である事業場

帳簿の作成・保存

以下の者は、産業廃棄物の種類ごとに帳簿を作成し、事業場ごとに備え、次の記載事項に従って処理の状況を記載しなければなりません。また、帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

- ①事業活動に伴って生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者
- ②事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者
- ③事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を発生する事業者
- ④産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)

産業廃棄物処理業者の帳簿（省令第10条の8）

区分	記載事項（処理される産業廃棄物の種類ごとに）	記載期限
収集又は運搬をしたとき	①収集又は運搬年月日	翌月末まで
	②交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付された日から10日以内
	③受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
	⑤積替え又は保管の場所ごとの搬出量(積替え又は保管を行う場合)	翌月末まで
運搬の委託をしたとき (中間処理後の廃棄物を処理する場合)	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
	③交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分をしたとき	①受入又は処分した年月日	翌月末まで
	②交付(回付)された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	交付された日から10日以内
	③受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④処分方法ごとの処分量	翌月末まで
	⑤処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで
処分の委託をしたとき (中間処理後の廃棄物を処理する場合)	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
	③交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④交付した管理票ごとの、交付(回付)された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	引渡しまで
	⑤交付した管理票ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	引渡しまで
	⑥情報処理センターへ登録ごとの、交付(回付)された受け入れた産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	引渡しまで
	⑦情報処理センターへ登録ごとの、受け入れた産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	引渡しまで
	⑧受託者ごとの委託の内容、委託量	翌月末まで

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにしてください。

特別管理産業廃棄物処理業者の帳簿（省令第10条の21）

区分	記載事項（処理される特別産業廃棄物の種類ごとに）	記載期限
収集又は運搬をしたとき	①収集又は運搬年月日	翌月末まで
	②交付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号	交付された日から10日以内
	③受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
	⑤積替え又は保管の場所ごとの搬出量（積替え又は保管を行う場合）	翌月末まで
運搬の委託をしたとき （中間処理後の廃棄物を処理する場合）	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
	③交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④運搬先ごとの委託量	翌月末まで
処分をしたとき	①受入又は処分した年月日	翌月末まで
	②交付（回付）された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	交付された日から10日以内
	③受入先ごとの受入量	翌月末まで
	④処分方法ごとの処分量	翌月末まで
	⑤処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで
処分の委託をしたとき （中間処理後の廃棄物を処理する場合）	①委託年月日	翌月末まで
	②受託者の氏名又は名称、住所、許可番号	翌月末まで
	③交付した管理票ごとの交付年月日、交付番号	引渡しまで
	④交付した管理票ごとの、交付（回付）された受け入れた特別管理産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	引渡しまで
	⑤交付した管理票ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	引渡しまで
	⑥情報処理センターへ登録ごとの、交付（回付）された受け入れた特別管理産業廃棄物に係る管理票の管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	引渡しまで
	⑦情報処理センターへ登録ごとの、受け入れた特別管理産業廃棄物に係る第8条の31の5第3号の規定による通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号	引渡しまで
	⑧受託者ごとの委託の内容、委託量	翌月末まで

産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者の帳簿（省令第8条の5第1項第1号）

区分	記載事項（処理される産業廃棄物の種類ごとに）	記載期限
処分	①処分年月日	翌月末まで
	②処分方法ごとの処分量	翌月末まで
	③処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにしてください。

産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者の帳簿（省令第8条の5第1項第2号）

区分	記載事項（処理される産業廃棄物の種類ごとに）	記載期限
運搬	①当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	②運搬年月日	翌月末まで
	③運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
	④積替え又は保管の場所ごとの搬出量（積替え又は保管を行う場合）	翌月末まで
処分	①当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	②処分年月日	翌月末まで
	③処分方法ごとの処分量	翌月末まで
	④処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにしてください。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の帳簿（省令第8条の18）

区分	記載事項（処理される特別管理産業廃棄物の種類ごとに）	記載期限
運搬	①当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	②運搬年月日	翌月末まで
	③運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
	④積替え又は保管の場所ごとの搬出量（積替え又は保管を行う場合）	翌月末まで
処分	①当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	翌月末まで
	②処分年月日	翌月末まで
	③処分方法ごとの処分量	翌月末まで
	④処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	翌月末まで

認定親子会社等には、上記の他に記載事項がありますので、御不明な点等があれば管轄の環境保健所までお問い合わせください。

処理困難通知

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の収集、運搬又は処分を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある場合、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければなりません。また、その通知を受けた委託者である排出事業者は、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置等を講じなければなりません。

産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者に、受託した処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生

- ①事故(保管上限超過) ②事業の廃止 ③施設の休廃止 ④埋立終了 ⑤欠格要件該当
- ⑥行政処分(事業停止命令、施設設置許可取消し、改善命令等に伴う保管上限超過)

10日以内にその旨を委託者に対して書面により通知し、通知の写しを保存(5年間)
(違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

通知の発出及び通知の保存は、電子ファイルで行うことも可能

通知を受けた者は、次の①又は②の場合は、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しなければならない。

- ① 収集運搬業者に引き渡した廃棄物(通知をした者に運搬を委託したものに限る。)について運搬が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき
- ② 収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物(通知をした者に処分を委託した者に限る。)について処分が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないとき

有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器^{※1})の保管又は処分を業として行おうとする者^{※2}は、都道府県知事への届出(事業開始 10 日前まで)及び保管・処分に関する基準を遵守しなければなりません。(法第17条の2)。

※1 使用が終了し、収集された電気電子機器(廃棄物を除く。)のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものであって政令で定めるもの。

※2 有害使用済機器の保管(当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。)を業として行おうとする者(次のいずれかに該当する場合に限る。)は、届出を除外されています。

- ・ 関係法令の許可等(例:廃棄物処理法の許可等及び家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に基づく認定等)を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合
- ・ 国、都道府県、市町村である場合
- ・ 有害使用済機器の保管の用に供する事業場の敷地面積が 100 m²を超えないものを設置する場合
- ・ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であって、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行うとき

建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理

○排出事業者の元請一元化

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)においては、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った「請負業者(元請業者)」を排出事業者とすると規定されています。

元請業者から請け負って、建設工事を行う下請業者(下請負人)は、一部の例外を除いて、その工事で生ずる廃棄物を、排出事業者として処理したり、他人に処理委託したりすることはできません。

○事業場外保管に係る届出

排出事業者が、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場以外の300m²以上の保管場所で保管する場合、法に基づく事前届出が必要です。(産業廃棄物処理基準[p8、p9 参照]の適用)

優良産廃処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい以下の基準に適合した産業廃棄物処理業者を、「優良産廃処理業者」として認定しています。

- ① 5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく不利益処分を受けていない。
- ② 産業廃棄物の処理状況等をインターネットにより一定期間以上公表している。
- ③ ISO14001 やエコアクション 21 等を取得し、環境に配慮して事業を行っている。
- ④ 電子マニフェストシステム(JWNET)に加入しており、電子マニフェストが利用できる。
- ⑤ 直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全である。

○優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の特典

- ① 許可の有効期間が7年間に延長されます。(通常は5年間)
- ② 許可の更新、変更等の際に提出する申請書類の一部を省略(簡素化)することができます。
- ③ 優良マークのついた許可証が交付されます。
- ④ 県がインターネット上で公開している「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」等において、優良認定を受けた処理業者であることが公表されます。
- ⑤ (公財)産業廃棄物処理事業振興財団の「産廃情報ネット(さんぱいくん)」において、全国の認定基準適合業者リストに掲載されます。
- ⑥ 県外において生じた産業廃棄物を処分委託する場合、山口県循環型社会形成推進条例に基づく届出等の添付書類を一部省略(簡素化)できます。
- ⑦ 「政策入札制度」に登録されれば、本県の業務委託に係る入札等についての参加機会が大きくなります。
- ⑧ 中間処理業者が、廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合、保管上限が2倍(処理能力の28日分)になります。
- ⑨ 人材の確保・育成や就業環境の整備等について、県から、「山口県優良産廃処理業者育成支援事業費補助金」による支援が受けられます。

政策入札制度



○排出事業者が処理委託先に優良認定業者を選択するメリット

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、積極的に優良認定業者を選択していることは、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。

また、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画・その実施状況報告書において、優良認定業者への処理委託量を記載することとなり、当該計画・報告書は公表されることから、優良認定業者への委託を積極的に行うことで、環境に配慮した事業活動を行っていることをアピールできます。

産業廃棄物処理業者情報検索システム

山口県では、産業廃棄物処理業者の許可情報をインターネット(山口県公式ウェブサイト)から広く検索、取得できるシステムを構築しています。

このシステムは、産業廃棄物の排出事業者の方が廃棄物の処理を委託する場合に許可を受けた適正な処理業者を選定する手助けになるものであり、無許可処分業者等による不法投棄等不適正処理の防止を図ることを目的としています。また、現在の優良認定業者の一覧も公開しています。

山口県 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課

産業廃棄物処理業者情報検索



山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム

山口県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容（データは毎週月曜日に更新）が検索できます。
産業廃棄物の処理委託契約を締結する際は、必ず許可業者が保有する許可証を確認してください。
なお、ご利用にあたっては下記の事項に留意してください。

🌟 留意事項

- 平成23年4月1日以降、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に関して、山口県知事の収集運搬業の許可で、下関市内での収集運搬を行うことができるようになりました。（ただし、下関市内で積替保管を行う場合は、下関市長の許可が必要です。）
- 本システムで掲載する「許可の年月日」は、現在有効な許可の有効期間の起算日を記載しているため、許可証の「許可年月日（実際に許可を行う日）」と異なる場合があります。詳細は[こちら](#)をご覧ください。
- 検索結果につきましては、許可期限が到来しているものでも、更新手続き中のもの等がありますので、詳細につきましては、お近くの[環境保健所](#)又は[下関市役所（許可機関が下関市の業者に限る）](#)でご確認ください。

[検索トップ](#) | [産業廃棄物とは](#) | [産業廃棄物の分類](#) | [連絡先一覧](#) |

🌟 絞り込み検索

最初に「業の区分」を選択し、各欄にキーワードを入力して、最下部の[絞り込み検索]ボタンをクリックしてください

■ 業の区分	産業廃棄物収集運搬業 ※最初に業の区分を選択してください
■ 許可機関	<input checked="" type="checkbox"/> 山口県 <input checked="" type="checkbox"/> 下関市
■ 許可番号	半角数字10桁、又は11桁を入力してください
■ 業者名	業者名の全てか一部を入力してください
■ 代表者氏名	代表者氏名の全てか一部を入力してください
■ 住所	業者の住所の全てか一部を入力してください
■ 事務所・事業場	事務所・事業場の所在地の全てか一部を入力してください
■ 取扱廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残渣 <input type="checkbox"/> 動物系不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラ陶くず <input type="checkbox"/> 鉱さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 動物のふん尿 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 取扱廃棄物の種類にチェックしてください 2つ以上チェックした時は <input checked="" type="radio"/> and条件 <input type="radio"/> or条件
■ 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
■ 水銀含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
絞り込み検索	

山口県産業廃棄物
処理業者
情報検索システム



🌟 優良産廃処理業者認定制度認定事業者

この適合業者一覧は、申請時点で優良基準に適合していることを確認したものです。現在の状況については、[こちら](#)を参照してください。

産業廃棄物処理施設

法第15第1項の規定により、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、設置しようとする事業場を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。また、山口県では、当該許可の申請に先立って山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱による事前協議の手続を実施することになっています。

(1) 産業廃棄物処理施設(法第15条、政令第7条)

	処理施設名	規模(いずれかに該当)
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日超
2	汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。) 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設)	処理能力10m ³ /日超 処理能力100m ³ /日超
3	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。) の焼却施設	処理能力5m ³ /日超 処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日超
5	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設	処理能力1m ³ /日超 処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日超
7	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力5t/日超
8	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	処理能力100kg/日超、火格子面積2m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設 ※排出事業者の設置する移動式施設を除く	処理能力5t/日超
9	有害物又はダイオキシン類を含む汚泥コンクリート固型化施設	全ての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての施設
10の2	廃水銀等の硫化施設	全ての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全ての施設
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全ての施設
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全ての施設
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全ての施設
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全ての施設
13の2	産業廃棄物の焼却施設(3、5、8、12以外)	処理能力200kg/時以上、火格子面積2m ² 以上
14	産業廃棄物の最終処分場 (遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場)	全ての施設

(2) 技術管理者の設置

上記(1)の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければなりません。

(3) 産業廃棄物処理責任者の設置

上記(1)の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を有する事業者は、当該事業場ごとに産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。

(4) 定期検査の実施等

焼却施設、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置者に対して、その施設について、5年ごとに、都道府県知事等の検査を受けること並びにその施設の維持管理計画及び維持管理に関する情報を公表することが義務づけられています。

(5) 廃棄物の焼却時に熱回収を行うものに係る知事の認定

廃棄物の焼却時における余熱利用(熱回収)を行う者に対して県知事等が認定する制度が設けられています。

この認定を受けると、定期検査の受検が免除され、焼却前の廃棄物の保管量の上限が14日分から21日分に引き上げられます。(※認定は5年ごとの更新制です。)

廃棄物処理法の規制の概要

廃棄物の不適正処理を撲滅するため、次の規制強化が図られています。

○不法投棄の禁止

法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定しています。

廃棄物の不法投棄については、直罰(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科。法人の場合は3億円以下の罰金)が適用されます。

また、不法投棄未遂及び不法投棄をする目的で廃棄物を収集又は運搬した者にも罰則が適用されます。

○野外焼却の禁止

法では、「焼却禁止の例外」を除き、「何人も、廃棄物を焼却してはならない。」と規定しています。

同規定に違反する焼却行為については、直罰(5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科。法人の場合は、3億円以下の罰金)が適用されます。

[焼却禁止の例外]

(1) 法に基づく廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却

〈環境省令で定める構造〉

- ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(燃焼ガス)の温度が摂氏 800 度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③ 燃焼室内において、廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

〈環境大臣が定める方法〉

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ② 煙突の先端から火炎又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ③ 煙突から焼却灰及び燃焼物が飛散しないように焼却すること。

(2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

〈例: 森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却〉

(3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令に定める次のもの

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
〈例: 河川や道路の管理のための草の焼却〉
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却〈例: 災害時の応急対策のための焼却〉
- ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
〈例: どんと焼き等の地域の行事における廃材等の焼却〉
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
〈例: 農業者の稲わらの焼却、林業者の伐採枝の焼却〉
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
〈例: たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却〉

○主な罰則等

【法第25条】

次のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

<input type="checkbox"/> 無許可営業 (法第14条第1項、同条第6項、法第14条の4第1項、同条第6項) 許可を受けず、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集、運搬又は処分)を業として行った者
<input type="checkbox"/> 無許可変更 (法第14条の2第1項、法第14条の5第1項) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)の変更許可を受けずに事業の範囲を変更して、事業を行った者
<input type="checkbox"/> 委託基準違反 (法第12条第5項、法第12条の2第5項) 事業者であつて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反して、当該廃棄物の処理を他人に委託した者
<input type="checkbox"/> 処理施設無許可設置 (法第15条第1項) 許可を受けず、産業廃棄物処理施設を設置した者
<input type="checkbox"/> 処理施設無許可変更 (法第15条の2の6第1項) 変更許可を受けず、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類や処理能力、処理施設の位置、構造、維持管理に関する計画等を変更した者
<input type="checkbox"/> 受託基準違反 (法第14条第15項、法第14条の4第15項) 許可を受けずに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集、運搬又は処分)を受託した者
<input type="checkbox"/> 廃棄物の投棄禁止違反 (法第16条) 廃棄物をみだりに捨てた者
<input type="checkbox"/> 廃棄物の焼却禁止違反 (法第16条の2) 廃棄物を一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従わず焼却した者

【法第26条】

次のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

<input type="checkbox"/> 委託基準違反 (法第12条第6項、法第12条の2第6項) 事業者であつて、政令で定める基準に従わず、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理(収集、運搬又は処分)を他人に委託した者
<input type="checkbox"/> 再委託基準違反 (法第14条第16項、法第14条の4第16項) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者又は処分業者)であつて他人に当該処理(収集、運搬又は処分)を委託した者。または、当該処理を再委託する場合において、再委託基準に従わずに委託した者

【法第27条の2】

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

<input type="checkbox"/> 産業廃棄物管理票の虚偽の記載等違反 (法第12条の3第1項等) 産業廃棄物管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した者
--

【法第29条】

次のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- **事業場外保管届出違反**(法第12条第3項、法第12条の2第3項)
事業者であって、事業場外で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行うとき及び届出事項を変更するときに届出をせず、又は虚偽の届出した者

【法第30条】

次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金

- **帳簿備付け保存等義務違反**(法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項、法第14条の4第18項)
事業者及び産業廃棄物処理業者であって、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- **廃棄物処理業廃止・変更届出義務違反**(法第14条の2第3項、法第14条の5第3項)
産業廃棄物処理業者であって、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者
- **立入検査拒否・妨害・忌避**(法第19条第1項、第2項)
職員が行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

適正処理の推進に向けた対策

山口県は、次のフリーダイヤル又は E-mail アドレスにより、廃棄物の不適正処理の情報を受け付けています。

廃棄物の不法投棄や野外焼却などを発見した時は、お知らせください。県廃棄物・リサイクル対策課、又は、最寄りの健康福祉センター若しくは下関市に接続されます。



山口県循環型社会形成推進条例の産業廃棄物に係る規制の概要

山口県では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向け、平成16年3月に「山口県循環型社会形成推進条例」を制定しました。

当該条例のうち第4章では、県民の生活環境を保全することを目的とし、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要な規制を行っています。

◎第4章「産業廃棄物の適正な処理の確保」の概要

1 土地の適正な管理等

- (1) 土地所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めなければなりません。
- (2) 土地所有者等は、当該土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を県健康福祉センター（環境保健所）に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

2 処理業者の処理能力の確認等

- (1) 産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を有することを確認しなければなりません。
- (2) 処理業者の処理能力の確認は、処理業者の産業廃棄物処理施設等を実地に調査するか、実地に調査している者から聴取し、その結果を記録することにより行います。
- (3) 処理を委託した排出事業者は、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに適正処理のため必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容等を県健康福祉センター（環境保健所）に報告しなければなりません。

3 県外産業廃棄物の処分の届出

- (1) 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、県外で生じた産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を県内の産業廃棄物の処理施設において処分しようとするときは、毎年3月31日（処分しようとするに至った日が同日後であるときは、県外産業廃棄物の搬入の受け入れを開始する日の前日）までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間に搬入を受け入れようとする県外産業廃棄物の種類や数量等を県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。
- (2) 届出に係る事項を変更しようとするときは、その変更に係る届出をしなければなりません。

4 県外産業廃棄物の搬入の届出

- (1) 事業者は、県外産業廃棄物を県内の産業廃棄物の処理施設で処分するために搬入しようとするときは、搬入しようとする県外産業廃棄物の種類や数量等を県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。
ただし、搬入しようとする県外産業廃棄物の1年当たりの重量が、産業廃棄物で10トン未満、特別管理産業廃棄物で0.5トン未満である場合は、届出の必要はありません。
- (2) 届出をした者は、当該届出が受理された日から30日（変更の届出の場合は10日）を経過した後でなければ、当該届出に係る県外産業廃棄物を搬入することはできません。
- (3) 届出に係る事項を変更しようとするときは、その変更に係る届出をしなければなりません。

5 産業廃棄物の保管の届出

- (1) 排出事業者は、自らその産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所（下関市の区域を除く県内に限る。）において保管しようとするときは、県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。

**【罰則】・届出をしなかったり、虚偽の届出をした者
→30万円以下の罰金**

※ 本条例は「建設工事に伴い生ずる産業廃棄物」を除く産業廃棄物について規定しており、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、法において同様の規定がされています。

- (2) ただし、保管しようとする場所が300㎡未満の土地や、産業廃棄物処理施設の敷地において行う保管については、届出の必要はありません。

6 勧告・公表・搬入停止命令

- (1) 知事は、県外産業廃棄物の届出義務違反者に対して、搬入の受け入れの中止や処分方法の変更を、不適正な保管を行う者に対して適正処理のための必要な措置を勧告することができます。
- (2) 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができます。

- (3) 知事は、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の保管が、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に違反する疑いがあるときは、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止を命ずることができます。

【罰則】・命令に違反した者
→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

7 処理施設の使用停止の届出等

- (1) 処分業者は、破損、補修その他の理由により、30日を超えて、その産業廃棄物の処理施設の使用を停止し、産業廃棄物処理基準等に適合しなくなるおそれがあるときは、県健康福祉センター（環境保健所）に届け出なければなりません。
- (2) 処分業者は、7(1)の場合には、処理施設の使用の停止を排出事業者へ通知するとともに、通知を受けた排出事業者は産業廃棄物の搬入の停止等必要な措置を講じなければなりません。

【罰則】・届出をしなかったり、虚偽の届出をした者
→30万円以下の罰金

8 事故時の措置

- (1) 排出事業者及び処理業者は、産業廃棄物処理施設等において火災、破損その他の事故が発生し、産業廃棄物等が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、その旨を県健康福祉センター（環境保健所）に報告しなければなりません。
- (2) 知事は、8(1)の応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずることを命ずることができます。

【罰則】・命令に違反した者
→6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

9 処分状況の報告

- (1) 処分業者及び産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、定期的に、産業廃棄物の処分の状況を県健康福祉センター（環境保健所）（県内に事業場を有しない事業者は県廃棄物・リサイクル対策課）に報告しなければなりません。
- (2) 報告の頻度は、前年の4月1日からその年の3月31日までの1年間に処分した県外産業廃棄物の量の区分に応じて異なります。

前年度の県外産業廃棄物の処分量	報告の頻度	報告の期日
1万トン以上	毎月	報告月の翌月末
千トン以上1万トン未満	3月ごと	同上
百トン以上千トン未満	6月ごと	同上
百トン未満	1年ごと	同上

10 報告の徴収・立入検査

知事は、第4章の「産業廃棄物の適正な処理の確保」の規定の施行に必要な限度において、排出事業者や処理業者、処理施設設置者、土地所有者等に対し、必要な報告を求めたり、県職員に、事務所、事業場等への立入りや、検査等をさせることができます。

【罰則】・報告をしなかったり、虚偽の届出をした者、検査等を拒んだ者
→30万円以下の罰金

11 適用除外

第4章の「産業廃棄物の適正な処理の確保」規定は、下関市の区域には適用されません。

※ この条例に基づく届出や、報告の様式については、インターネットの山口県公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

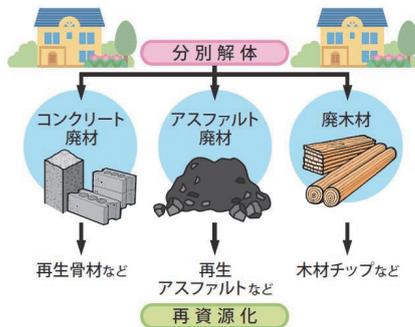


建設リサイクル法の概要

制度の概要

(平成14年5月30日 全面施行)

- 建設工事(解体工事)の受注者は、一定規模以上の建設工事について分別解体や再資源化を行う義務があります。
- 分別解体や再資源化などの義務付けがあるのはコンクリート、アスファルト、木材の特定建設資材です。
- 特定建設資材を用いた一定規模以上の建築物などの解体工事または、使用する新築工事など、一定規模以上の工事は、発注者が着手7日前までに土木建築事務所や市へ事前届出が必要です。



対象建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築又は増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替(リフォーム等)工事	請負代金の額 1億円以上
その他工作物に関する工事(土工等)	請負代金の額 500万円以上

- 注)① 建築物は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- ② 建築物の修繕・模様替(リフォーム等)は、建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもの。
- ③ その他工作物は建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。
- ④ 規模の基準の金額は工事請負代金の額とし、自主施工に当たってはこれを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額とする。

特定建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトの4品目です。

分別解体などの実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体などが義務付けられました。

分別解体などは、一定の技術基準に従い、建築物などに用いられた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別する必要があります。

再資源化などの実施義務

対象建設工事受注者に対して、分別解体などに伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化が義務付けられました。

なお、特定建設資材のうち木材は、一定距離(半径50km)内に再資源化施設がないなど再資源化が困難な場合、適正な施設で縮減(焼却など)することも可能です。

※再資源化などの実施にあたっては廃棄物処理法に従う必要があります。

建設工事(解体工事)から発生する廃棄物の処理

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)から発生する廃棄物の処理は廃棄物処理法に従って適切に行わなければならない。

特に建設工事や解体工事は、次のような特殊性があります。

- ① 廃棄物の発生場所が一定しない。
- ② 発生量が膨大である。
- ③ 廃棄物の種類が多様であり、混合状態で排出されることが多いが、的確に分別すれば再生利用可能なものも多い。
- ④ 廃棄物を取り扱う者が多数存在する。

このようなことから、建設工事に伴って生ずる廃棄物について、実際に排出した事業者を特定することが困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいことから、不適正処理の一つの要因となっています。

そこで、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物については、元請業者が事業者として当該工事から生ずる産業廃棄物全体について、処理責任を負うこととされています。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事(下請負人に行わせるものを含む。)に伴い生ずる産業廃棄物の処理について排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って許可業者への委託、処理委託契約書の締結及びマニフェストの交付等を行わなければならない。

建設リサイクル法の手続き

元請業者からの書面による説明

対象建設工事の発注者は、元請業者から、分別解体などの計画などについて書面により説明を受けなければなりません。

発注者から都道府県知事への工事の届出

発注者は、工事着手の7日前までに、建築物などの構造、工事着手時期、分別解体の計画などについて、県土木(建築)事務所等に届け出なければなりません。

分別解体等・再資源化等の実施、技術管理者による施工管理、現場における標識の掲示

分別解体等・再資源化等の実施にあたっては、解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。また、工事の施工を管理する技術管理者の設置が必要です。なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置をしなければなりません。

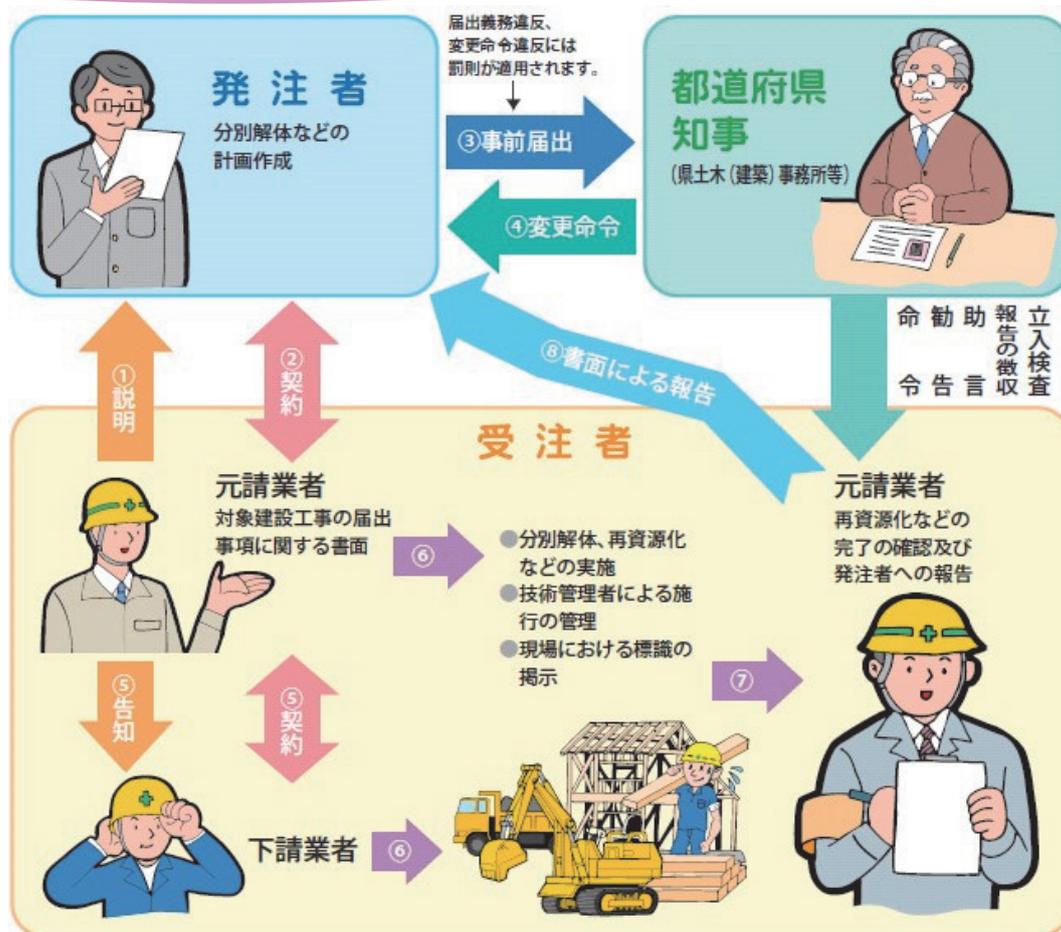
再資源化等の完了の確認及び発注者への報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施の状況に関する記録を作成、保存しなければなりません。

発注者から都道府県知事への申告

報告を受けた発注者は、再資源化などが適切に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対して、その旨を申告し、適当な措置を求めることができます。

建設リサイクル法の手続きの流れ



※都道府県知事の事務の一部を市町村等の長が行います。

分別解体等に関する事務の一部は建築基準法の特定行政庁である市町村等の長が、また、再資源化等に関する事務の一部は地域保健法の保健所設置市の長(下関市長)が行います。

自動車リサイクル法の概要

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)制定の背景

使用済自動車については、有用金属・部品を含み資源として価値の高いものであるため、以前解体業者や破砕業者において、通常の商取引として流通し、リサイクル及び処理が行われていました。

しかしながら、最終処分場の逼迫によるシュレッダーダスト処理費用の高騰や鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、それまでのリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあったことから、使用済自動車の逆有償化(処理費を払って引き渡す状況)が進展し、不法投棄・不適正処理の懸念が生じてきました。

このため、それまでのリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダストや新たな環境問題であるエアバッグ類・フロン類への対応のため、新たな仕組みを構築することが必要になり、平成14年7月に自動車リサイクル法が制定されました。

フロン類に関しては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(カーエアコン部分)が施行されています。

自動車リサイクル法の概要

(1)シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類への対応

関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であったシュレッダーダスト及び新たな環境問題となったエアバッグ類、フロン類への対応を行っています。

具体的には、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト、エアバッグ類及びフロン類を引き取ってリサイクル(フロン類については回収、破壊)を行う義務を負うことになり、その際、適正な競争原理が働く仕組みとなります。

(2)不法投棄の防止に資する仕組み

関連事業者は、都道府県知事又は中核市長等の登録・許可制となっています。関連事業者は、使用済自動車引取り・引渡し義務が課され、引取り・引渡しを原則としてパソコン等からインターネットで接続して報告することとされています。〈電子マニフェスト(移動報告)制度〉

リサイクル料金の前払い方式が導入され、登録・検査時に国土交通大臣等がこれを確認します。(リサイクル料金は、自動車の所有者に負担していただくこととなります。)

なお、最終所有者に対する自動車重量税の還付制度が導入されています。

自動車リサイクル法については、以下のホームページで詳しい内容が確認できます。

経済産業省
「自動車リサイクル法」



公益財団法人
自動車リサイクル促進センター



自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係について

- (1) 使用済自動車等(使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト及びエアバッグ類)は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらずすべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われることとなります。(ただし、取り外した部品等や電炉会社等に引き渡された解体自動車(廃車ガラ)については、一般的な廃棄物処理法の考え方に基づくことになるため、有価での引渡しであれば、原則、廃棄物には当たりません。)
- (2) 使用済自動車や圧縮していない解体自動車を、屋外において保管する場合の基準は、次のようになっています。(廃棄物処理法施行規則第1条の6第1号、第7条の8)

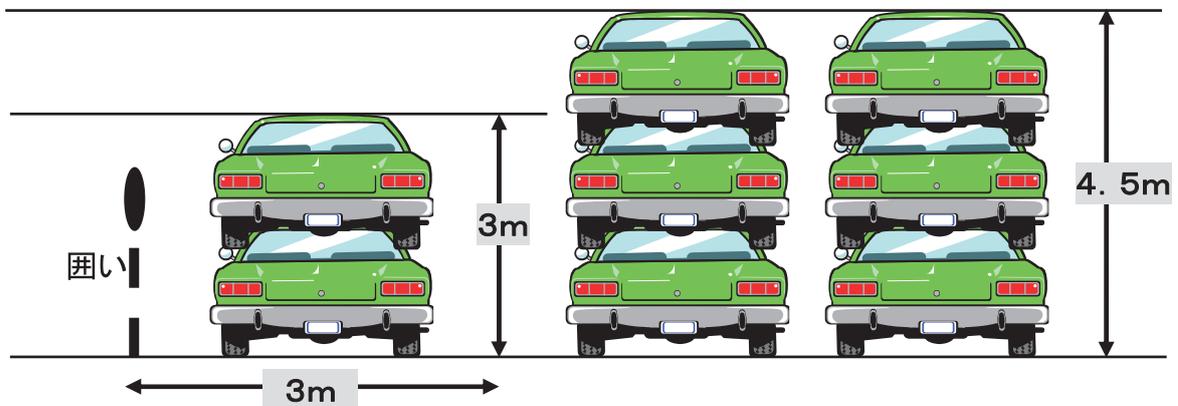
保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分:高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分:高さ4.5mまで
- ハ 格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合:使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

保管の上限

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量

○ 高さ



○ 保管量の上限

保管量の上限としては、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量とする必要があります。

なお、その他遵守すべき廃棄物の一般的な保管基準は、従前どおりです(廃棄物処理法施行令第3条第1号、第6条第1号)

山口県産業廃棄物税の概要

目的

- 産業廃棄物の埋立処分に課税することで、産業廃棄物の排出抑制や減量化・リサイクルの促進を図ります。
- 産業廃棄物税の税収を活用した産業廃棄物施策により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量や適正処理の促進を図ります。

納める人

- 産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者です。

納める額

- 産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円(1キログラムにつき1円)です。

申告と納税

- 最終処分業者(特別徴収義務者)が排出事業者又は中間処理業者から、処分料金とあわせて産業廃棄物税を徴収し、月初めから月末までの1か月分をまとめて、翌月末日までに県に申告納入します。
- 中間処理業者が、他の事業者の委託を受けて中間処理した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、その中間処理業者がその搬入した重量に応じ、産業廃棄物税を翌月末日までに県に申告納付します。

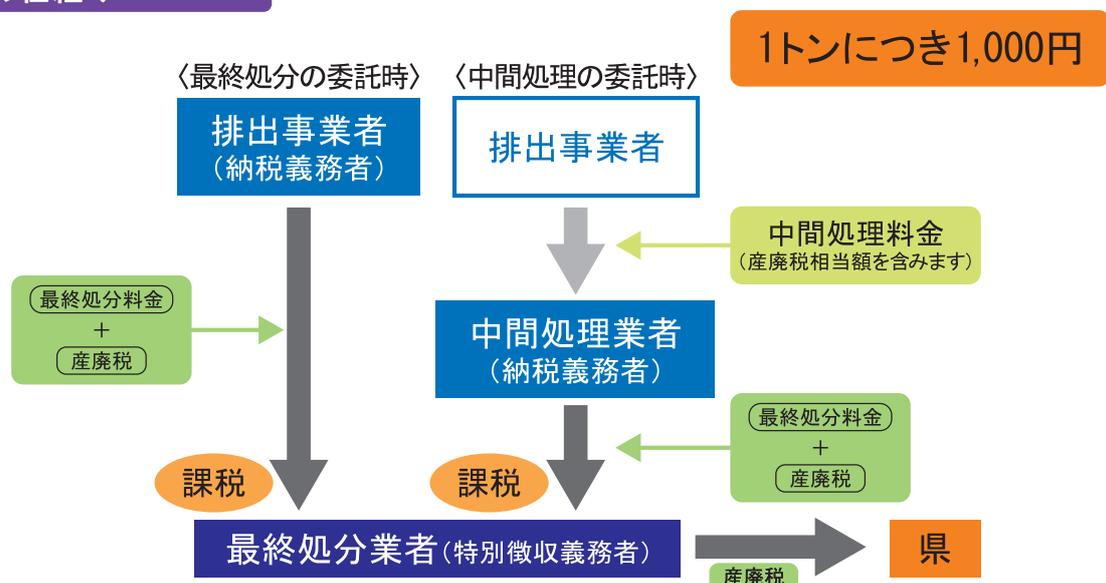
課税免除

- 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが所有する最終処分場に搬入する場合は、課税されません。

税収の用途

- 産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進のために必要な経費に使われます。

税の仕組み



1か月分の徴収・納付すべき税額を翌月末日までに県に申告納入・申告納付します

産業廃棄物に関する御相談は、次の機関でお尋ねください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄
山口県岩国健康福祉センター 山口県岩国環境保健所	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1524	岩国市 和木町
山口県柳井健康福祉センター 山口県柳井環境保健所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町
山口県周南健康福祉センター 山口県周南環境保健所	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6429	周南市 下松市 光市
山口県山口健康福祉センター 山口県山口環境保健所	〒753-8588 山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2536	山口市 防府市
山口県宇部健康福祉センター 山口県宇部環境保健所	〒755-0033 宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-39-9865	宇部市 山陽小野田市 美祢市
山口県長門健康福祉センター 山口県長門環境保健所	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
山口県萩健康福祉センター 山口県萩環境保健所	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2666	萩市 阿武町
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2988	全県 (下関市を 除く。)

※ 下関市内での産業廃棄物に関することは、
下関市廃棄物対策課(電話:083-252-7152 (直通))でお尋ねください。

産業廃棄物のしおり

表紙の写真: やまぐちプラスチックごみ削減フォトコンテスト2023

景観部門 入選作品「憩いの浜辺」 富田 虎次郎(下松市 はなぐり海水浴場)

令和7年1月 印刷

発行 山口県山口市滝町1番1号

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課